

## 平成22年度 東京都税制調査会 第2回小委員会 議事要旨

---

### 【開催日時等】

開催日時 平成22年5月24日(月) 16:00～

場 所 都庁第一本庁舎33階 S6会議室

出席者

〔委員〕 横山会長、池上小委員長、小幡委員、金子(清)委員、金子(秀)委員、関口委員、土居委員、沼尾委員、林委員

〔プレゼンター〕 駒村教授

〔事務局〕 目黒税制部長、宗田税制調査担当部長、筒井税制調査課長、岸税制調査担当課長、副島税制課長、木下副参事(税制改正担当)

### 【議題】

議 事 「国民の所得格差問題と税制のあり方について」

---

### 【国民の所得格差問題と税制のあり方について】

駒村教授のプレゼンテーション及び事務局の説明の後、委員から以下の意見があった。

(所得格差・貧困問題への政府・地方自治体の役割分担について)

- ・ ナショナル・ミニマムについては政府が基準を定め、これを実施するための全ての財源を政府が確保すべき。ただし、サービス給付など、政府による執行が不向きなものについては、地方自治体が執行するものもある。
- ・ 地方自治体が自らの責任で、現金給付も含めて、ナショナル・ミニマムの基準から上出し、横出し給付をすることは認めるべき

(所得格差・貧困問題への税制による対応について)

- ・ 現在の所得税等の課税最低限の高さでは、税率等を変えても、そもそも税を負担していない貧困層には影響がなく、貧困問題に対処することはできないのではないか。
- ・ 公的年金等控除などの所得税の控除が広範に存在することで、再分配効果が弱まっている。
- ・ 所得格差問題の観点からは、高額所得者への課税を強化し、これを歳出で分配すべき
- ・ 住民税の税率は一律10%とされ、所得の再分配機能が弱くなっている。格差是正の観点から、住民税の税率を累進性に戻す議論も必要ではないか。

(給付付き税額控除について)

- ・ 貧困問題への税制による対応となると、給付付き税額控除の議論は避けて通れない。
- ・ 給付付き税額控除を導入する際には、政府の税務部局と社会保険関連部局、地方自治体の税務部局と社会保険関連部局の、4者の関係をどう考えるのが課題
- ・ 税務のデータだけでは低所得者の個別の状況把握に限界があるため、社会保障データとのリンクを強化することが必要
- ・ 所得を捕捉し給付を制限するため、事業所得、金融所得、雑所得などの所得の捕捉率を、どこまで追求するのが問題

(その他)

- ・ 貧困問題への対応については、住民税非課税基準を目安にしながら、社会保険料の本人負担の軽減や、国民健康保険料や介護保険料などの所得比例化が有効である。
- ・ 社会保障給付に関して地域間で格差があることをどう考えるか。

(事務局文責)